

浮揚式 S-VDR の導入及び衛星 EPIRB 等に使用する周波数の追加に伴う規則改正

(社) 全国船舶無線工事協会 事務局

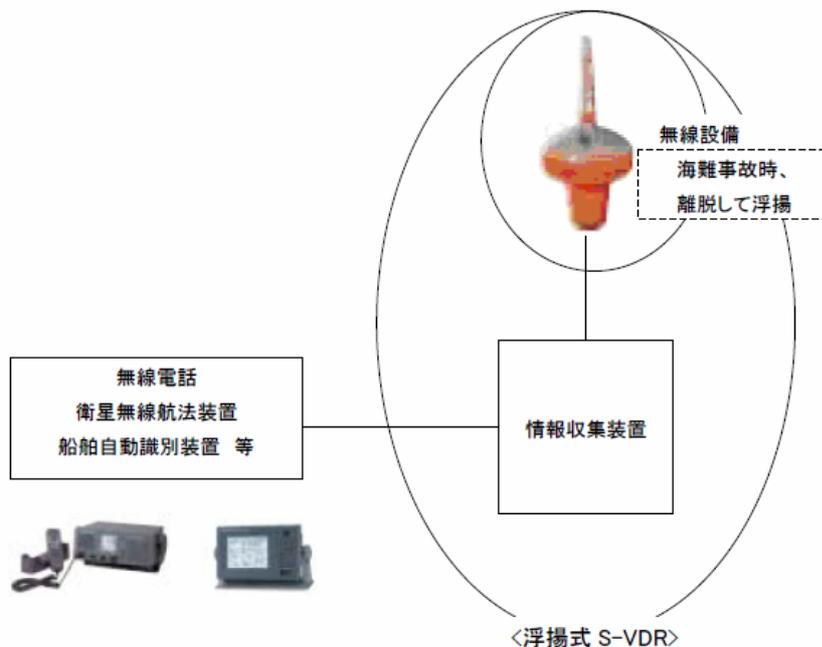
総務省は、電波監理審議会の意見の聴取(平成 18 年 8 月 23 日開催、全工協等 3 団体が陳述した。)を経て、このほど、原案を適当と認める旨の答申を得たので、浮揚式 S-VDR の導入及び衛星 EPIRB 等が使用する周波数の追加するため、関係省令及び告示を改正することとしました。この改正は 11 月 27 日ごろ公布、施行の予定です。

今年 7 月に、海上人命安全条約付属書の改正が発効し、2002 年 7 月 1 日より前に建造された国際航海に従事する 3000 トン以上の貨物船は、海難事故原因の調査に資するため、航海中の様々な情報を記録媒体に記録する装置である航海情報記録装置 (VDR) 又は簡易型航海情報記録装置 (S-VDR) を備えなければならなくなった。

国際航海に従事する船舶	2002 年 6 月 30 日以前に建造	2002 年 7 月 1 日以降に建造
旅客船	VDR	VDR
貨物船 (総トン数 3000 トン以上)	S-VDR 又は VDR	VDR

S-VDR には、固定式と浮揚型の 2 種類があり、このうち浮揚式 S-VDR は、海難事故の際に船舶から離脱して浮揚し、S-VDR に組み込まれた無線設備が衛星 EPIRB 用周波数を使用して、コスパス・サーサット衛星経由でその位置を通報することにより、同装置の回収を可能にするものです。この浮揚式 S-VDR に用いる無線設備の技術的基準は、国際海事機関 (IMO) の決議に基づき、衛星 EPIRB の技術条件に合致することが求められていますので、関係省令及び告示を改正するものです。

浮揚式 S-VDR のイメージ図

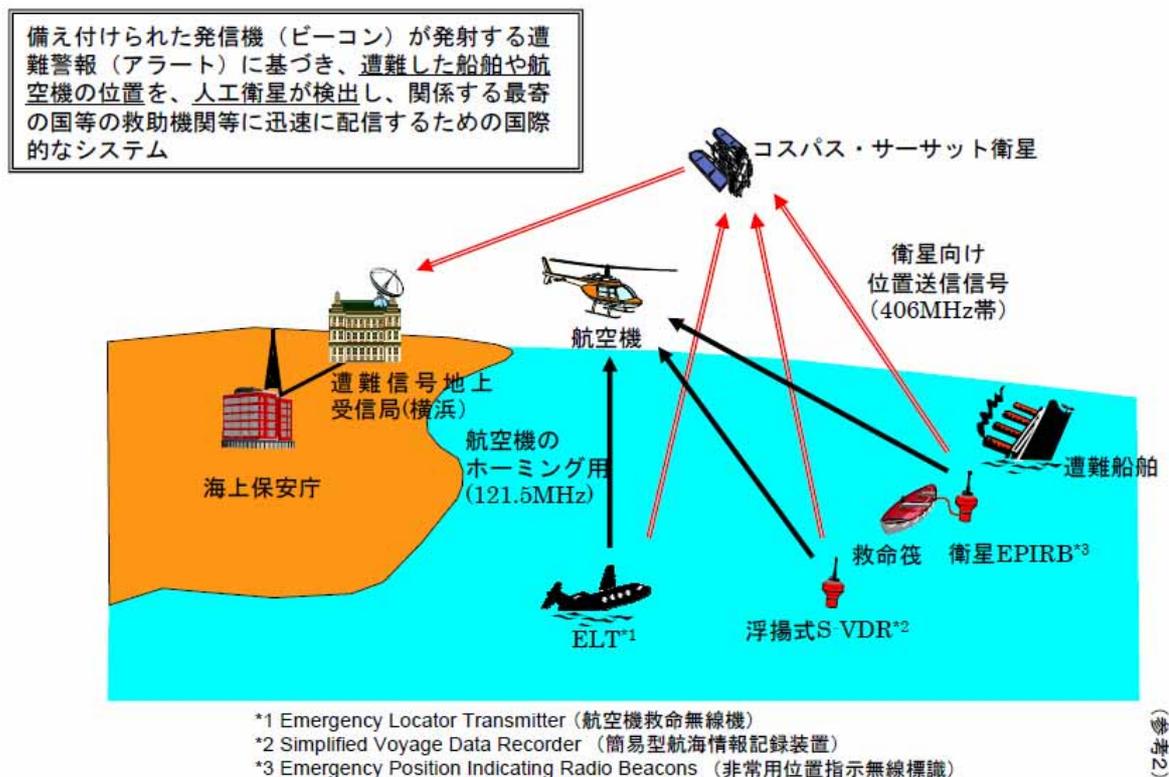


総務省報道資料より

一方、衛星 EPIRB 等コスパス・サーサットシステム（搜索救助衛星システム）を利用した無線設備は、国際的な衛星共同利用組合であるコスパス・サーサットが運用する人工衛星を利用して遭難した船舶の位置を知らせる無線設備であり、コスパス・サーサットの行う型式承認試験に合格することが義務付けられています。

また、これに用いる周波数は、コスパス・サーサットの決定したチャンネルプランにしたがっており、既存周波数を使用する衛星 EPIRB 等が一定数に達すると判断した場合、次の周波数が開放されます。このため、コスパス・サーサットにおいて、現在の衛星 EPIRB 等の無線設備及び今後の需要予測を踏まえ、現在使用している周波数（406.028MHz）の承認を 2007 年 1 月 1 日で終了することが決定された。今後、衛星 EPIRB 等の型式承認を受けるにあたっては、新たな周波数（406.037MHz）を用いる必要があるため、衛星 EPIRB 等が使用する周波数に 406.037MHz を追加します。

コスパス・サーサットシステム（搜索救助衛星システム）概要図



総務省報道資料より

関係省令等の改正の概要

1. 電波法施行規則

浮揚式 S-VDR に係る規定の整備（定義等、空中線電力の表示、具備すべき電波等、義務船舶局の無線設備の機器、遭難通信等、許可を要しない工事設計の軽微な事項など）

2. 無線局運用規則

遭難自動通報設備の通報送信周波数に 406.037MHz を追加。

3. 無線設備規則

浮揚式 S-VDR に係る規定を追加。

4. 周波数割当計画

衛星位置指示無線標識（衛星 EPIRB、浮揚式 S-VDR 等）が使用する周波数に 406.037MHz を追加。

5. 無線局免許手続規則

無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の様式に、浮揚式 S-VDR の項目及び衛星 EPIRB 等の新たな周波数を追加。

6. 登録点検事業者等規則

登録点検事業者等が行う点検の実施項目に、浮揚式 S-VDR の電気的特性の点検項目を追加。

7. 無線機器型式検定規則

浮揚式 S-VDR の機器に係る型式検定の合格条件及び型式検定合格の場合の機器の型式名を表示するための記号等を追加、並びに衛星 EPIRB の機器の型式検定の合格の条件に規定する使用する周波数を変更。

8. 関係告示の改正

（1）電波法施行規則関係

- ア. 船舶安全法第 6 条ノ 4 の規定による型式承認を受けた浮揚式 S-VDR の機器を型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器の対象として追加。
- イ. 船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検方法に浮揚式 S-VDR の点検方法を追加。
- ウ. 浮揚式 S-VDR の操作を無線従事者の資格を要しない簡易な操作の対象として追加。
- エ. 船舶局等における浮揚式 S-VDR に係る変更工事を許可を要しない工事設計の軽微な事項の対象として追加。
- オ. 航空機局の具備すべき電波に「406.037MHz」を追加。
- カ. 電波法施行規則の項の繰り下げに対応するのに合わせ、沿海区域を航行する船舶局に係る規定を整備。

（2）無線設備規則関係

- ア. 浮揚式 S-VDR の技術的条件の細目を規定。
- イ. 衛星 EPIRB の技術的条件に規定する周波数に「406.037MHz」を追加。
- ウ. 浮揚式 S-VDR の制御器を照明設備により照明することを要しない無線設備の制御器の対象として追加。

（3）無線機器型式検定規則関係

- ア. 無線機器の型式検定に係る試験の方法に浮揚式 S-VDR の機器の測定回路及び測定方法を追加。
- イ. 浮揚式 S-VDR の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件の細目を規定。

（4）無線従事者規則関係

無線従事者養成課程の実施要領、無線従事者の長期型養成課程の実施要領及び船舶局無線従事者証明に係る訓練要領に浮揚式 S-VDR に関する授業科目を追加。

（5）登録点検事業者等規則関係

電気的特性の点検方法に係る規定の整備。